一　保安林の所在場所　北海道紋別郡湧別町志撫子一一七三・東芭露一二七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東芭露一二七一の二、一二七九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱日立パワーシステムズ株式会社長崎工場	長崎県長崎市飽の浦町1番1号	排気タービン過給機	平成27年2月15日から平成32年2月14日まで

○国土交通省告示第二百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表の八の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中ルをヲとし、へからヌまでをトからルまでとし、ホの次に「ヘ　東関東支店常総事務所　茨城県守谷市中央四丁目十三番十七号」を加え、ヲの次に「ワ　静岡支店　静岡県葵区黒金町五十九番地七号」を加える。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年二月十六日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月二十三日及び同月二十四日の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年二月十六日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月二十三日及び同月二十四日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(イ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(エ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(オ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(カ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年二月十六日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月二十三日及び同月二十四日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月十六日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月二十四日及び同月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年二月十六日　防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月二十四日及び同月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒